

## 学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準

下表を参考に、対策本部(新型コロナウイルス対策)にて協議する。

本対応基準の適用に当たっては、個別の発生事象ごとに、御坊保健所をはじめとする都道府県等の衛生主管部局と相談の上、判断する。

### 出席停止等の基準

発生事象	該当者		該当者以外
	学生	教職員	
感染	治癒するまでの期間は出席停止	治癒するまでの期間は就業禁止	御坊保健所をはじめとする都道府県等の衛生主管部局と相談の上、判断する。
濃厚接触者	感染者との最終接触日を0日として、5日間は出席停止 寮生は帰宅 (帰宅までは、指定寮室等に待機)	感染者との最終接触日を0日として、5日間は自宅待機 (職務専念義務免除もしくは在宅勤務)	御坊保健所をはじめとする都道府県等の衛生主管部局と相談の上、判断する。
感染疑い	新型コロナウイルス感染の有無が判明するまでの間は出席停止 寮生は帰宅 (帰宅までは、指定寮室等に待機)	新型コロナウイルス感染の有無が判明するまでの間は自宅待機 (職務専念義務免除もしくは在宅勤務)	発生時点の「地域の感染レベル※」に応じた対応を行う。

注：本対応基準は、必要に応じて整理・修正する。体調不良を感じた場合は、自己判断に任せず、医師の診察を受けること。

濃厚接触者は、7日間が経過するまでは、健康観察の徹底と、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策をすること。

### 臨時休業の目安

感染者が発生した場合、保健所により濃厚接触者が特定され、学内の消毒が完了するまでの間(1~3日程度)は、学校の一部又は全部を臨時休業とする。

	感染状況	臨時休業の対象
学内で感染者が発生	学外での感染であることが明らかであり、他の学生や教職員に感染を広めている恐れが低い場合	なし
	濃厚接触者が学級または学年内に限定される場合	当該学級または学年
学内で感染者が複数名発生し、学校内で感染した可能性がある場合		学校

注：本対応基準は、必要に応じて整理・修正する。臨時休業の期間は、原則、最終感染者確認後5日間とする。臨時休業の期間、学修機会の確保等を目的として遠隔授業を実施することがある。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">収束局面</div> <div style="text-align: center; margin: 0 5px;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">感染リスクの低い活動から徐々に実施</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">↑</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">拡大局面</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">感染リスクの高い活動を停止</div> </div>	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

※「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

引用：文部科学省

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)  
 第1章 新型コロナウイルス感染症について

4 地域ごとの行動基準

[https://www.mext.go.jp/content/20220404-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220404-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4(避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3(対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2(警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめていますが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができていく状況。
レベル1	レベル1(維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0(感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)